

4 固定資産税 お問い合わせ先：税務課資産税担当

（土地 0133-72-3120）（家屋 0133-72-6120）（償却資産 0133-72-3174）

(1) 固定資産税の概要

固定資産税は、毎年1月1日に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

ア 固定資産税を納める人（納税義務者）

納税義務者は、原則として固定資産の所有者で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿に所有者として登記されている者、または土地（家屋）補充課税台帳に所有者として登録されている者
家屋	
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

ただし、所有者として登記されている者が1月1日以前に死亡している場合は1月1日現在で土地、家屋を現に所有している者（相続人等）が納税義務者になります。

また、年内に相続や売買等で所有者が変わった場合は、新所有者の課税は翌年度からとなるため、当該年度は1月1日現在の所有者に対して課税することになります。

※所有権移転の登記の手続き、または市役所に所有者変更の届出をしていない場合は、旧所有者に対して課税されます。

土地・家屋の所有者変更は、登記物件は法務局で、
未登記物件は市役所でお手続きが必要になります。

イ 税額算定のあらまし

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税義務者に通知されます。

- 1 固定資産を評価後、価格を決定し、その価格を基に課税標準額を算定します。
- 2 税額（＝ 課税標準額 × 税率 1.4%）を計算します。
- 3 税額等を記載した納税通知書を納税義務者に送付します。

ウ 固定資産の評価

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。

評価替えと価格の据え置き措置について	固定資産税の土地と家屋の評価額は、3年ごとに見直すこととされています。これを「評価替え」といい、直近では令和6年度に行われました。（次回の評価替えは令和9年度です） 土地と家屋については、基準年度に評価替えを行い、1月1日現在の価格を固定資産課税台帳に登録します。第2年度・第3年度は、新たな評価を行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。 なお、土地の価格は、第2年度及び第3年度において、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合は、価格の修正を行います。 ただし、次の場合は例外的に基準年度でなくても評価替えを行います。 ①土地の地目の変換があった場合 ②家屋の増改築があった場合 ③これらに類する特別な事情があると認められた場合 ※令和8年1月2日から令和9年1月1日までに新築された家屋については令和9年度から新たに課税台帳に登録されます。
償却資産の申告制度	償却資産の所有者には、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	土地または家屋の所有者は、通常4月1日から最初の納期限（5月31日）までの間、縦覧帳簿の中から指定した土地または家屋の価格を縦覧することができます。 これは自分の土地または家屋を近隣の土地または家屋と比較し、適正な評価が行われているかを確認するための制度です。

エ 税額の算定方法

固定資産税の税額は、課税標準額に税率（1.4％）を乗じた額となります。

課税標準額	原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。しかし、住宅用地特例のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地の税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は評価額よりも低く算定されます。
免 税 点	所有する固定資産の課税標準額が一定の額に満たない場合は、課税されません。この一定の額のことを免税点といいます。 市内に同一人物が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合にはその分の固定資産税は課税されません。 ※土地：30万円 家屋：20万円 償却資産：150万円
税 率	固定資産税の税率は、地方税法に基づき、市町村の条例で定めることとされており、石狩市の場合は標準税率1.4％です。

オ 納税の時期と方法

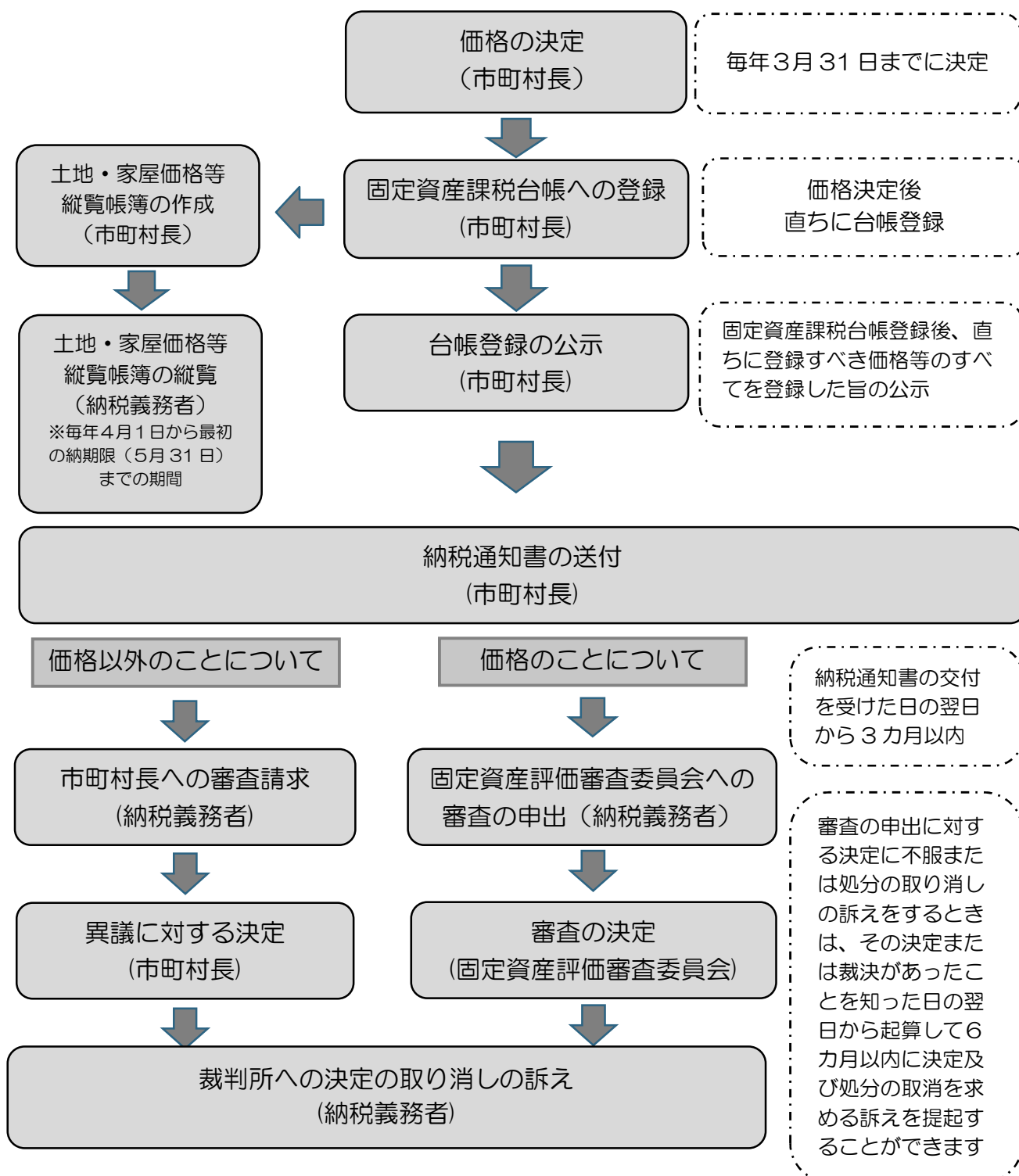
固定資産税は、納税通知書によって市から納税義務者に対し税額が通知され、地方税法に基づき石狩市の条例で定められた納期（5月、7月、9月、11月の4回）に納めていただくことになっています（4期分の納付書を一度に納めていただくこともできます）。

なお、納税通知書は、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や納税通知書の内容に不服がある場合の不服の申立の方法等が記載されています。

カ 固定資産税の価格の決定や不服申立てについてのガイドライン

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある納税者は、各市町村に設置されている固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができることとなっています。この審査では、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして、適正なものであるか審査されます。また、固定資産税課税台帳に登録された価格以外について不服がある納税義務者は、各市町村長に対して、審査請求をすることができます。

(ア) 固定資産税の不服申立ての流れ



(2) 土地

ア 評価のしくみ

固定資産評価基準によって、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

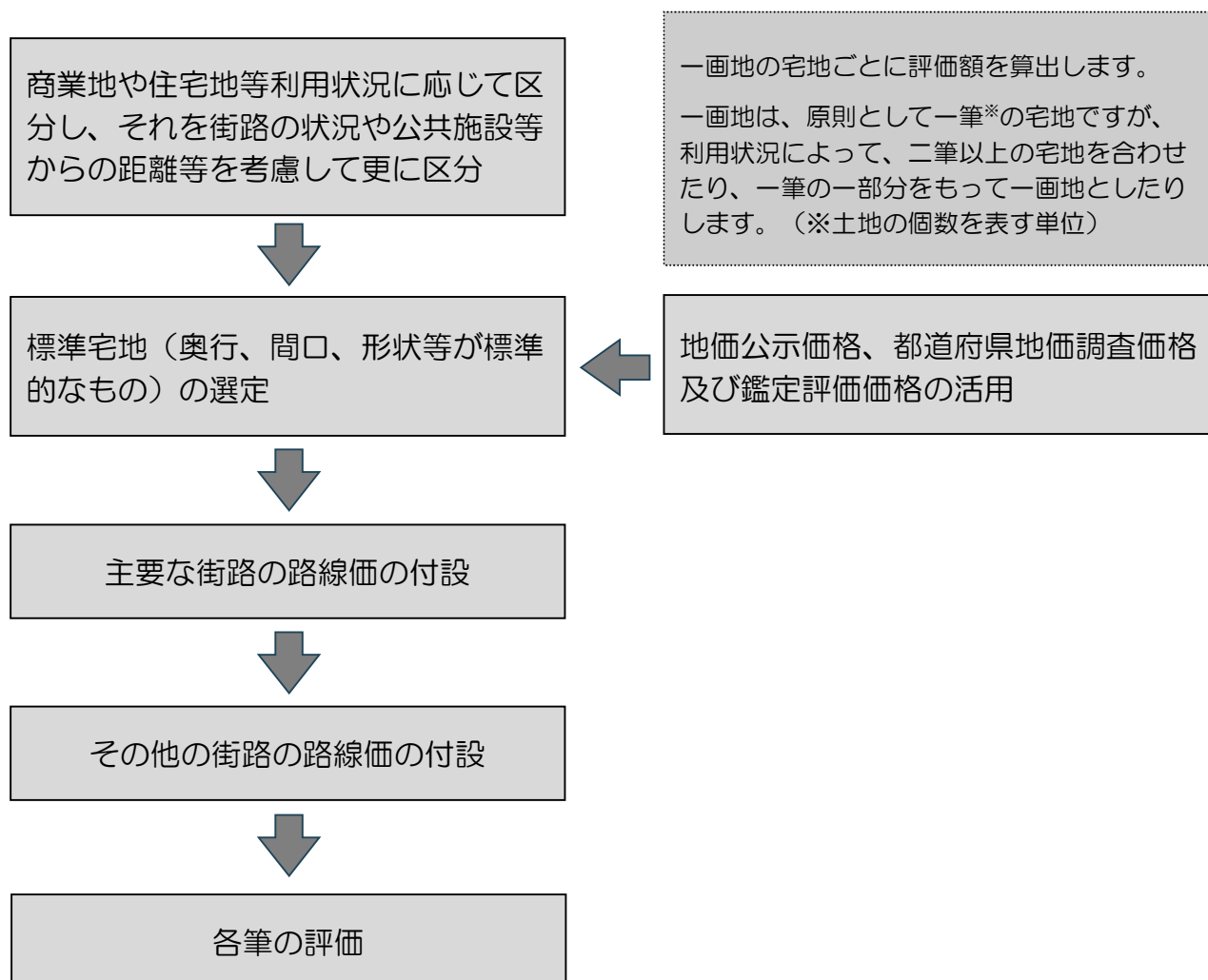
※売買実例価額及び正常売買価格については、不動産鑑定士が評定した価格を用います。

◆地目について

地目とは、宅地、田及び畑（併せて農地といいます）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日現在の現況の地目によります。

（ア）地目別の評価方法

●宅地（市街地宅地評価法の場合）の評価方法



◆標準宅地について

標準宅地とは、市内の地域ごとに、その主要な街路に接した標準的な宅地をいいます。

◆路線価について

路線価とは、市街地等において街路に付けられた価格のことであり、具体的には、その街路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や鑑定評価価格等をもとにして求められ、その他の街路の路線価は、この主要な街路の路線価をもとにして幅員や公共施設からの距離等に応じて求められます。

宅地の価格（評価額）は、この路線価をもとにしてそれぞれの宅地の状況（奥行、間口、形状等）に応じて求められます。

※標準宅地の所在と路線価については、全国地価マップや国税庁ホームページで公開されています。

「その他の宅地評価法」による評価方法は以下のようになります。

状況の類似する地区ごとに標準宅地を選定し、その適正な時価（地価公示価格等の7割を目途）に比準して、各筆を評価します。

◆地価公示価格について

地価公示価格とは、地価公示法の定めるところにより、不動産鑑定士が鑑定評価した結果に基づき算出する標準地の単位面積当たりの正常な価格のことです。

この価格を公示することで、一般の土地の取引価格に対して指標を与え、また、公共の利益となる事業の用に供する土地に対する適正な補償金額を算定することができます。

●農地、山林の評価方法

状況の類似する地区ごとに、標準的な田、畑、山林を選定し、その適正な時価（その算定の基礎となる売買実例価額に宅地見込地としての要素等があればそれに相当する価額を控除した価格）に比準して各筆を評価します。

ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費相当分を控除した価額によって評価します。

●牧場、原野、雑種地等の評価方法

売買実例価額や付近の土地の評価額に基づく等の方法により評価します。

イ 宅地に対する課税

宅地は、住宅用地と非住宅用地に区分され、住宅用地はさらに、小規模住宅用地と一般住宅用地に区分されます。また、非住宅用地とは、居住用家屋以外の建物の敷地、あるいは市街化区域内における更地が該当します。

(ア) 宅地の税額の求め方

●商業地等の宅地

「商業地等の宅地」とは、住宅用地以外の宅地のことです。

商業地等の宅地の固定資産税額は、原則として次の計算式によって求められます。

$$\text{税額} = \text{課税標準額（評価額} \times 70\% \text{）} \times \text{税率（1.4\%）}$$

●住宅用地

住宅用地とは、その土地上の住宅を維持し、またはその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。1月1日現在において住宅の建設が予定されている土地、または、住宅が建築中の土地は住宅用地として認定されません。

※住宅を建て替え中の土地についても、一定の要件※を満たすと認められる場合については、所有者の申請に基づき住宅用地として取り扱うこととなります。

※ 一定の要件とは

- ①前年度の1月1日現在において、住宅用地であったこと。
- ②住宅の建設が、1月1日現在において着手されており、翌年度の1月1日現在までに住宅が完成すること。
- ③住宅の建て替えが、同一の敷地内で行われること。
- ④前年度及び当該年度の1月1日現在で土地・住宅の所有者が原則同じであること。

住宅用地の固定資産税額は、次の計算式によって求められます。

$$\text{税額} = \text{課税標準額（評価額} \times \text{住宅用地特例率）} \times \text{税率（1.4\%）}$$

●住宅用地の課税標準額に対する特例（住宅用地特例率）

・小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える場合は住宅1戸当たり200㎡までの部分）を小規模住宅用地といいます。

小規模住宅用地の課税標準額については、価格の1/6の額とする特例措置があります。

・一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。例えば、300㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります。

一般住宅用地の課税標準額については、価格の1/3の額とする特例措置があります。

・宅地の税負担の調整措置

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準※を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げまたは据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

令和6年度評価替えに反映される令和2年から令和5年までの商業地の地価状況を見ると、大都市を中心とした地価の上昇と地方における地価の下落が混在する状況が続いています。

このため、令和6年度評価替えにおいては、大都市を中心に、地価上昇の結果、負担水準が下落し据置ゾーンを下回る土地が増加するなど、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれるところであり、まずは、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに優先的に取り組む必要があります。

このような状況を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和6年度から令和8年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みを継続することとされています。

※「負担水準」とは個々の土地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。次の計算式によって求められます。

$$\text{負担水準（％）} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額} \times \text{住宅用地特例率（1/3 または 1/6）}}$$

令和8年度の負担調整措置（住宅用地）

①負担水準が100%以上の場合は、課税標準額を本則の課税標準額とします。

②負担水準が100%未満の場合は、「前年度課税標準額 + 評価額 × 住宅用地特例率 × 5%」により算出した額を課税標準額とします。ただし、その額が本来の課税標準額の20%を下回る場合は、本来の課税標準額の20%を課税標準額とします。

ウ 農地に対する課税

農地は一般農地と市街化区域農地に区分され、それぞれ評価及び課税（税負担の調整措置等）について、異なるしくみがとられています。

（ア）一般農地

一般農地は農地のうち、市街化区域農地や転用許可※を受けた農地等を除いたものです。

一般農地については、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されています。

※転用許可とは、農地法の定めるところにより、農地を農地以外のものにする際に都道府県知事から下される許可のことです。

$$\text{令和8年度の課税標準額} = \text{令和7年度課税標準額} \times \text{負担調整率}$$

負担調整率は、次の表に掲げる負担水準の区分に応じて定められているものを適用します。

負担水準	負担調整率
0.9以上	1.025
0.8以上0.9未満	1.050
0.7以上0.8未満	1.075
0.7未満	1.100

（イ）市街化区域農地

市街化区域農地は市街化区域内の農地で一般農地と評価の方法は異なりますが、課税については、原則として評価額に1/3を乗じた額が課税標準額となり、税負担の調整措置については一般農地と同様（上の表）とされます。

エ 宅地・農地以外の土地に対する課税

山林・その他の地目の原則的な評価方法は、P.38のとおりです。

山林・その他の地目の固定資産税額は、次の①または②のうちいずれか低い額になります。

① 令和8年度の価格（＝本来の課税標準額）× 税率 ＝ 税額

②（令和7年度の課税標準額 ＋ 本来の課税標準額 × 5%）× 税率 ＝ 税額

※上記②により算定した額が本来の課税標準額 × 20% × 税率 を下回る場合には、本来の課税標準額 × 20% × 税率 となります。

ただし、宅地、農地等のうちに介在する山林及び市街地近郊の山林で、当該山林の近傍の宅地、農地等との評価の均衡上、一般の山林の評価方法によって評価することが適切でないと認められるもの（介在山林）については、当該山林の付近の宅地、農地等の価額に比準してその価額を求めます。

この介在山林のうち宅地並み評価の土地及びその他の地目のうち宅地並み評価の土地については、商業地等の宅地と同様の税負担の調整措置が適用されます。

オ 地目変更や利用状況に変化があった土地

地目変更や住宅を取り壊したことにより、住宅用地から住宅用地以外の宅地となった場合などは、税額が上昇する場合があります。

(3) 家屋

ア 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づいて、再建築費評点数を基礎に評価します。

(ア) 新築家屋の評価

新築家屋の評価額の算出式は下記のとおりです。

$$\text{評価額} = \text{再建築費評点数} \times \text{経年減点補正率} \times \text{評点一点当たりの価額}$$

再建築費評点数：評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率：家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

評点一点当たりの価額：工事費原価の地域差や家屋の建築費に通常含まれる設計費・管理費等を考慮するためのものです。

(イ) 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

在来分家屋については、基準年度（3年ごと）に評価替えが行われます（直近の評価替えは令和6年度に行われ、次回的评价替えは令和9年度です）。

在来分家屋の評価額の算出式は下記のとおりです。

※新築家屋の評価額の算出式と異なります。

評価額 =

$$(\text{基準年度の前年度の再建築費評点数} \times \text{再建築費評点補正率}) \times \text{経年減点補正率} \times \text{評点一点当たりの価額}$$

再建築費評点補正率：前基準年度からの工事費原価の変動率に基づいて算定される値です。

令和6年度基準は「木造家屋：1.11 非木造家屋：1.07」です。

ただし、上記計算式によって求められた評価額が前年度の価額を超える場合は、決定価額は引き上げられることなく、原則として前年度の価額に据え置かれます。

なお、増改築または損壊等がある家屋は、これらを考慮して再評価されます。

家屋は原則として評価額が課税標準額になり、それに税率を乗じて税額を求めます。

$$\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率（1.4％）}$$

イ 新築住宅・その他の減額措置（令和8年度）

新築された住宅、または住宅の耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修等に伴う工事を行った場合は、それぞれの一定要件を満たした家屋について、固定資産税額が減額されることがあります。詳細は次の表をご覧ください。

減額の種類	減額の概要	減額される額	減額される期間	必要な書類	減額の要件
新築軽減	住宅を新築した場合に固定資産を申告することで受けられる軽減	延べ床面積120㎡を限度とする固定資産税の1/2の額（併用住宅は居住部分のみが適用、事務所や店舗等の部分は対象外）	住宅が新築された翌年から3年間 中高層耐火住宅は5年間 長期優良認定住宅の場合は、それぞれ軽減期間が2年間延長	・固定資産申告書	① 専用住宅もしくは、併用住宅（居住部分の割合が1/2以上）であること ② 床面積が40㎡以上240㎡以下 ※分譲マンション等区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積＋持分で按分した共用部分の床面積」で判定する。賃貸マンション等についても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定する。
省エネ改修	平成26年4月1日以前から所在している家屋（賃貸住宅を除く）で、省エネ改修工事を行った場合に受けることができる軽減	延べ床面積120㎡を限度とする固定資産税の1/3の額（長期優良認定住宅の場合は2/3の額）	改修工事の翌年度の1年間	・申告書 ・住民票の写し ・改修工事の見積書 ・改修工事に要した費用の領収書 ・改修工事の内容がわかる図面、写真（改修前・改修後） ・増改築等工事証明書または熱損失防止改修工事証明書 ・補助金額がわかる書類 ・長期優良認定住宅の場合は認定通知書の写し	① 次の改修工事であること ・窓の断熱改修工事（必須） ・床の断熱改修工事 ・壁の断熱改修工事 ・天井の断熱改修工事 ② ①の工事に併せて次の設置工事を行うもの ・太陽光発電装置 ・高効率空調機 ・高効率給湯器 ・太陽熱利用システム ③ 改修部分がいずれも現行の「省エネ基準」に適合すること ④ 国または地方公共団体からの補助金等を除く省エネ改修工事に要した費用の合計が次の要件を満たすもの ・①について、60万円を超えていること ・②について、①の改修工事費用が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事と併せて60万円を超えるもの ⑤ 改修後の住宅の床面積が40㎡以上、240㎡以下であること
バリアフリー改修	新築日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）で、バリアフリー改修を行った	延べ床面積100㎡を限度とする固定資産税の1/3の額	改修工事の翌年度の1年間	・申告書 ・住民票の写し ・改修工事の見積書 ・改修工事に要した費用の領収書 ・改修工事の内容がわか	① 次のいずれかの者が居住していること (1) 65歳以上の者 (2) 要介護認定または要支援認定を受けている者 (3) 障がい者

	場合に受けることができる軽減			図面、写真（改修前・改修後） ・要介護・要支援認定者または障がい者については、その旨を証する書類の写し ・補助金額がわかる書類	② 改修工事が次のいずれかに該当すること (1) 通路・出入口の拡幅 (2) 階段勾配の緩和 (3) 浴室の改良 (4) 便所の改良 (5) 手すりの取付け (6) 床の段差の解消 (7) 出入口の戸の改良 (8) 床表面の滑り止め化 ③ 国または地方公共団体からの補助金等を除く改修工事に要した費用の合計が50万円を超えていること ④ 改修後の住宅の床面積が40m ² 以上、240m ² 以下であること
耐震改修	昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち耐震改修を行った場合に受けることができる軽減	延べ床面積120m ² を限度とする固定資産税の1/2の額（長期優良認定住宅の場合は2/3の額）	改修工事の翌年度の1年間	・申告書 ・改修工事の見積書 ・改修工事に要した費用の領収書 ・改修工事の内容がわかる図面 ・増改築等工事証明書 ・扉の性能評価書（該当する場合のみ） ・長期優良認定住宅の場合は認定通知書の写し ・補助金額がわかる書類	① 地震に対する安全性の基準として政令で定められた基準に適合することが総務省令の定めるところにより証明されること ② 補助金を除く耐震改修工事の費用が50万円を超えていること

※バリアフリー改修と省エネ改修の組み合わせ以外で軽減を重複して受けることはできません。

(4) 償却資産

償却資産とは、会社や個人で工場や商店等を経営している方や、農業・不動産貸付事業等の事業を行っている方が、その事業のために使用している構築物、機械、器具、備品等の有形固定資産のことをいい、償却資産も固定資産税の課税の対象となります。

ア 評価のしくみ

（ア）課税の対象

土地及び家屋以外の有形償却資産で、現に事業の用に供しているもの及び事業の用に供することができる状態にある資産で、その減価償却額またはその減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入される性格の資産です。

ただし、償却資産の課税の対象とならないものは、営業権等の無形減価償却資産、自動車税・軽自動車税の課税の対象となっている資産、取得価格が10万円未満のもの及び耐用年数が1年未満のものなどです。

(イ) 課税対象の具体例

資産の種類	具体例
構築物	駐車場等の舗装、ロードヒーティング、広告塔、煙突、鉄塔、岸壁 等
機械及び装置	生産ラインの機械設備、クレーン等建設機械、旋盤、動力配線設備、太陽光発電設備 等
船舶	ボート、釣船、漁船 等
航空機	飛行機、ヘリコプター 等
車両及び運搬具	大型特殊自動車（分類記号が「0、00～09、000～099」「9、90～99、900～999」の車両）等
工具、器具、備品	パソコン、レジスター、金庫、自販機、テレビ、冷暖房機、椅子、机 等

(ウ) 税額の求め方

固定資産税の償却資産の税額計算方法は「定率法」という方法が採用されています。

初年度の税額は、償却資産の取得価額を耐用年数に応じて定められている減価率の1/2を乗じて計算した金額を償却限度額とし、2年目以降は順次、前年度の評価額に同じ減価率を乗じて評価額を算出する方法で、具体的には次のように計算されます。

前年中に取得した資産の評価額 (取得月に関わらず半年分を償却します)	前年以前に取得した資産の評価額
評価額 = 取得価額 × (1 - r / 2)	評価額 = 前年度評価額 × (1 - r)

r : 耐用年数に応じる減価率

※算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

償却資産では、以上のように算出した評価額が課税標準額になりますので、それに税率を乗じて税額を求めます。

$$\text{税額} = \text{課税標準額 (価格)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

(工) 税額の計算例

所有する資産を次のように申告したと仮定します。

資産の名称	取得年月日	取得価額	耐用年数	減価残存率	減価率
駐車場工事	令和5年7月	11,420,000円	10年	0.794	0.206
電気配線 照明設備	令和7年5月	2,410,000円	15年	0.929	0.142
冷暖房装備	令和7年5月	10,100,000円	13年	0.919	0.162
給排水設備	令和7年5月	934,000円	15年	0.929	0.142
外構工事	令和5年8月	9,700,000円	10年	0.794	0.206

※減価率とは耐用年数に応じて定められており、「資産が年数の経過に伴い、どの程度価値が減少したか」を示す基準のことで、減価残存率は減価率を基に算出され、「前年度に比べてどの程度資産の価値が残っているか」を示す基準です。

(計算例) 令和8年度の税額は・・・

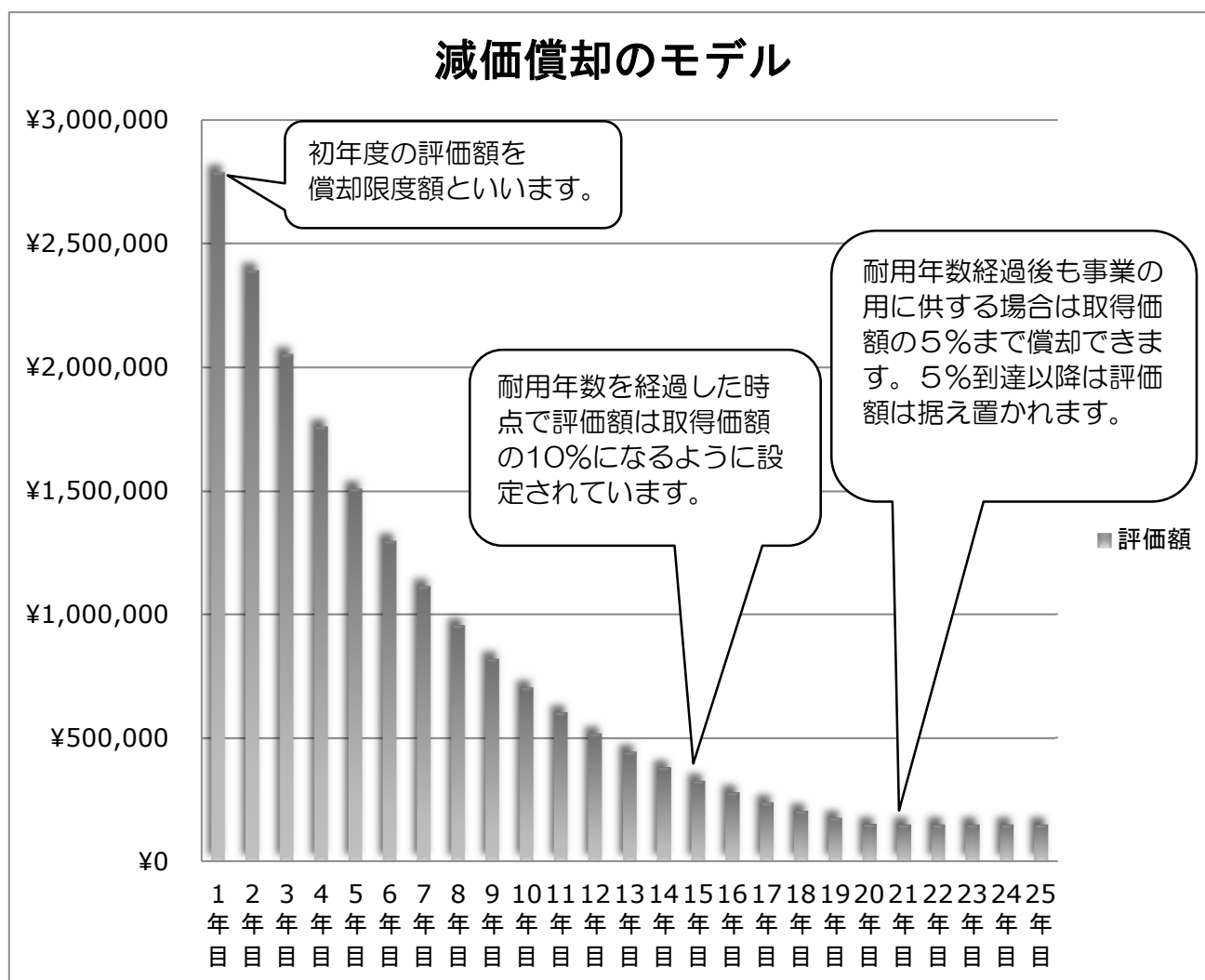
資産の名称	令和8年度 評価額
駐車場工事	$8,133,529\text{円} \times (1 - 0.206) = \underline{6,458,022\text{円}}$ (令和7年度評価額) (令和8年度評価額) (参考) 取得価額 11,420,000円 令和6年度評価額 10,243,740円 令和7年度評価額 8,133,529円
電気配線 照明設備	$2,410,000\text{円} \times (1 - 0.142/2) = \underline{2,238,890\text{円}}$ (取得価額) (令和8年度評価額)
冷暖房設備	$10,100,000\text{円} \times (1 - 0.162/2) = \underline{9,281,900\text{円}}$ (取得価額) (令和8年度評価額)
給排水設備	$934,000\text{円} \times (1 - 0.142/2) = \underline{867,686\text{円}}$ (取得価額) (令和8年度評価額)
外構工事	$6,908,514\text{円} \times (1 - 0.206) = \underline{5,485,360\text{円}}$ (令和7年度評価額) (令和8年度評価額) (参考) 取得価額 9,700,000円 令和6年度評価額 8,700,900円 令和7年度評価額 6,908,514円
評価額合計	24,331,858円(1,000円未満切捨) ÷ 24,331,000円
令和8年度税額	$24,331,000\text{円} \times 1.4\%(\text{税率}) = 340,634\text{円}(100\text{円未満切捨})$ ÷ <u>340,600円</u>

(才) 償却資産の国税と固定資産税の取扱いの違い

項目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	建物以外の一般の資産は、定率法、定額法の選択制 ＜定率法を選択した場合＞ - 平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法（200%定率法）」を適用 - 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法（250%定率法）」を適用 - 平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を、固定資産評価基準別表第15「耐用年数に應ずる減価率表」に規定
前年中の新規取得	月割償却 前事業年度取得分の資産については月割りで計算する計算法。 例）事業年度が1～12月の会社が令和7年8月に資産を取得した場合、残り4カ月分が台帳に記載されるため、初年度の評価額は、取得価額×(1-r×4/12)となります。	半年償却（1/2） 前年取得分の資産については、いつ取得したとしても、半年の償却期間で計算する計算法。 例）令和7年内であれば、いつ資産を取得したとしても、初年度の評価額は、取得価額×(1-r×/2)となります。
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし
特別償却、割増償却の制度（租税特別措置法）	制度あり	制度なし
増加償却の制度（所得税、法人税）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）	取得価額の5% その後、5%が据え置かれます。
改良費	原則区分、一部合算も可	区分評価

（カ）償却資産の税額シミュレーション

耐用年数15年の舗装道路（減価率=0.142）を3,000,000円で取得した場合の減価償却のモデルを紹介します。



償却資産の税額は上の図のように、年数が経過とともに急激に下がっていくのが特徴です。